

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：常陸太田市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和42年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input type="checkbox"/> 非適用 <input checked="" type="checkbox"/>
団体名		職員数 (H19. 4. 1現在)	7名
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	149(H18)	公営企業債現在高(百万円)	1,305
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.42%(H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	14.3%(H19)
		経常収支比率 (%)	93.9%(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成16年12月1日〕 旧常陸太田市・旧金砂郷町が合併後上水道事業統合 旧水府村・旧里美村が合併後簡易水道事業統合

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	常陸太田市簡易水道事業公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	常陸太田市長 大久保 太一
既存計画との関係	集中改革プラン・簡易水道事業統合計画
公表の方法等	常陸太田市ホームページ・広報・議会広報
基本方針	合併に伴い、簡易水道事業の施設の整備及び維持管理費等の削減を行い安定した供給体制を築く

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	119	276	209	604
	補償金免除額	12	60	43	115
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業			22,339	22,339
	"			76,224	76,224
	"			109,984	109,984
	"		39,280		39,280
	"	29,648			29,648
	"	89,665			89,665
	"		163,794		163,794
	"		73,180		73,180
合 計 (A)		119,313	276,254	208,547	604,114
一 般 上 記 の う ち (再掲)					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		119,313	276,254	208,547	604,114

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>合併により水府地区・里美地区の簡易水道事業を常陸太田市簡易水道事業として一本で運営している。</p> <p>又、両地区においては山間部により起伏の多い地形なので施設等の数が多く、維持管理費にコストが掛かり資本費や給水原価が高く、施設等の整備及び維持管理費の一部並びに公債費の50%を一般会計より補填して簡易水道事業を運営しているが、料金改定等を視野に入れ、歳入の確保や施設等の整備により歳出の削減に努める。</p>
経営課題	<p>課 題</p> <p>簡易水道については水府地区・里美地区の料金に格差及び基本水量に違いがある。</p> <p>水府地区：一般 8m<sup>3</sup> 1,155円 (超過料金 1m<sup>3</sup> 157.5円)</p> <p>里美地区：一般 10m<sup>3</sup> 1,365円 (超過料金 1m<sup>3</sup> 136.5円)</p> <p>又、上水道事業・簡易水道事業の料金についても、格差及び料金の基礎となる口径別と種別との違いがある。</p> <p>尚、簡易水道事業統合計画においては、平成20年度に一次改定及び平成24年度に二次改定を予定している。</p>
	<p>課 題</p> <p>将来、常陸太田市上水事業との事業統合又は料金統一を視野に入れることが必要であり、今後施設更新事業等を計画的、効率的に実施し健全な事業経営を維持していくためには、財政状況に応じた事業計画を適切に実施し経営の回復を図る。</p>
	<p>課 題</p> <p>簡易水道事業については、供用開始から25年以上が経過し施設等が老朽化しており施設の改修工事及び拡張工事を本来であれば全体的な見直しが必要であるが、維持修繕等により施設を維持管理している。</p>
	<p>課 題</p> <p>平成14年度の水道法の改正により、第三者依頼の制度等が示され、これに伴い水道事業における管理体制は、変化を求められるとともに浄水場の運転管理の民間委託やPFI等による業務の効率化をはかる。</p>
	<p>課 題</p>
留意事項	<p>合併に伴い、常陸太田市簡易水道事業統合基本計画を平成17年度に作成し健全な運営を目指している。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		168	162	165	171	157	160	155	153	157	158
	(1) 営 業 収 益 (B)		139	137	142	141	139	141	146	147	147	148
	ア 料 金 収 入		137	136	139	139	136	139	145	146	146	147
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他		2	1	3	2	3	2	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益		29	25	23	30	18	19	9	6	10	10
	ア 他 会 計 繰 入 金		29	25	23	27	18	19	9	6	10	10
	イ そ の 他					3						
	2 総 費 用 (D)		171	172	166	171	157	160	155	153	157	158
	(1) 営 業 費 用		97	105	101	106	93	120	133	138	133	134
	ア 職 員 給 与 費		25	28	26	31	23	37	37	37	37	37
	うち退職手当											
	イ そ の 他		72	77	75	75	70	83	96	101	96	97
	(2) 営 業 外 費 用		74	67	65	65	64	40	22	15	24	24
ア 支 払 利 息		69	66	64	62	60	39	19	12	21	21	
うち一時借入金利息												
イ そ の 他		5	1	1	3	4	1	3	3	3	3	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		-3	-10	-1	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		143	220	230	162	256	379	389	244	326	76
	(1) 地 方 債		24	59	108	48	105	319	342	182	295	46
	(2) 他 会 計 補 助 金		83	123	109	97	123	45	32	23	16	15
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金									24		
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他		36	38	13	17	28	15	15	15	15	15
	2 資 本 的 支 出 (G)		143	234	229	163	239	364	369	224	306	56
	(1) 建 設 改 良 費		94	181	170	97	170	85	47	74	295	46
	うち職員給与費		10	13	9	13	17	8	4	9	10	4
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		47	51	59	66	69	279	322	150	11	10
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他		2	2									
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	-14	1	-1	17	15	20	20	20	20	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		-3	-24	0	-1	17	15	20	20	20	20
積 立 金 (K)											
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		46	43	19	20	19					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		43	19	19	19	36	15	20	20	20	20
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)											
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	43	19	19	19	36	15	20	20	20	20
	赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )											
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )		77	73	73	72	69	36.4	32.5	50.5	93.5	94.0
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		139	137	142	141	139	141	146	147	147	148
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)											
積 立 金 現 在 高											
企 業 債 現 在 高		1,230	1,238	1,287	1,335	1,305	1,447	1,070	911	894	1,233
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		1,230	1,238	1,287	1,335	1,305	1,447	1,070	911	894	1,233
うちその他に係るもの											

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		28	24	23	27	18	56	46	43	47	47
うち基準内繰入金		28	24	23	1	3	19	9	6	10	10
うち基準外繰入金		0	0	0	26	15	37	37	37	37	37
うち料金収入に計上すべき繰入等											
うち赤字補てん的なもの					26	15	37	37	37	37	37
資 本 的 収 支 分		82	122	109	97	123	45	32	23	16	15
うち基準内繰入金		62	71	73	74	82	22	14	9	10	10
うち基準外繰入金		20	51	36	23	41	23	18	14	6	5
うち赤字補てん的なもの		20	51	36	23	41	23	18	14	6	5

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	72.9	60.7	61.7	58.6	60.0	31.7	30.4	48.2	86.9	87.5	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	77.1	72.6	73.8	72.2	69.5	36.4	32.5	50.5	93.5	94.0	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	16.7	14.8	13.9	15.8	11.5	35.0	29.7	28.1	29.9	29.7
	うち基準内繰入金	(%)	16.7	14.8	13.9	0.6	1.9	11.9	5.8	3.9	6.4	6.3
	うち基準外繰入金	(%)				15.2	9.6	23.1	23.9	24.2	23.6	23.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)				15.2	9.6	23.1	23.9	24.2	23.6	23.4
	資本的収入分	(%)	57.3	55.5	47.4	59.9	48.0	11.9	8.2	9.4	4.9	19.7
	うち基準内繰入金	(%)	43.3	32.3	31.7	45.7	32.0	5.8	3.6	3.7	3.1	13.2
	うち基準外繰入金	(%)	14.0	23.2	15.7	14.2	16.0	6.1	4.6	5.7	1.8	6.6
	うち赤字補てん的なもの	(%)	14.0	23.2	15.7	14.2	16.0	6.1	4.6	5.7	1.8	6.6

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・ 料金回収率(%) = 供給単価<sub>1</sub> / 給水原価<sub>2</sub> × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・ 使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在、簡易水道事業においては水府地区・里美地区の料金の設定及び上水道事業の料金設定に違いがあり、当面簡易水道料金の調整を行い将来的に上水道事業料金と調整する。 尚、料金改定については、平成20年度に簡易水道料金の基本料金の調整及び基本水量の調整、1m <sup>3</sup> 当たりの超過料金並びに上水道事業に併せて、用途別からメーター器の口径別に改正予定。
2 他会計繰入金の見込み	(地方公営企業繰出し基準) 企業債元利償還金の2分の1並びに高料金対策に要する経費、前々年度における当該事業の年内有収水量を乗じて得られる額の2分の1。 (繰出し基準外) 職員人件費及び維持管理費の一部並びに補償に伴う配水管布設替工事の減耗分等。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成22年度に中央監視システムの整備を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	簡易水道施設の多くは老朽化が顕著となっており、更新あるいは耐震化を行う必要があるが、これらには多額の費用を要する事業であることから、今まで以上に自己資金を確保しておくことが重要となる。しかし、社会経済の低迷、節水意識の浸透、少子高齢化の進展等により、水需要の伸びを見込めず、今後の収入の増は期待出来ない状態となっている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	社会経済情勢の変化を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲や施策の内容、手法を見直しながら、極力職員の抑制に努め、行政のスリム化と行政水準の向上を図るための基礎となる定員管理の適正化を図る。
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>職員数については、定員管理適正化計画に基づき定員管理の適正化を図っており、平成19年4月1日現在の職員数は730人(計画達成率:37.0%)となっている。今後も高齢層職員に対する勤奨退職制度の維持と勤奨の推進、年齢構成バランスに配慮した退職者補充の抑制等により、平成19年度から平成23年度までの5年間で61人の職員削減を図る。</p> <p>数値目標 760人(H17.4.1) 679人(H22.4.1) 10.7%(81人減) 実績 760人(H17.4.1) 730人(H19.4.1) 3.9%(30人減)</p> <p>} 一般会計職員、公営企業職員含む。</p>
給与のあり方	下記項目以外として、特殊勤務手当について、制度の趣旨に合致しないもの、その業務が本務であると判断されるものなどを平成19年度に給与適正化検討委員会において見直しを行い、平成20年度より21種類中19種類の特殊勤務手当を廃止することとしている。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国の給与制度に準拠し、平成18年4月1日から新給料表により平均4.8%の引下げ、昇給抑制措置(1号給抑制)を実施している。なお、地域手当については、従前から支給していない。 更に、人件費の削減策として、管理職手当の一律10%カット(4,502千円減)を実施した。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度ラスパイレ指数は104.2(H18年度は107.7, H17年度は109.8)</li> </ul> <p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般行政職だけでなく技能労務職も、特殊勤務手当について見直しを行い、平成20年度から適正化する。</li> <li>「民間委託の推進」及び「定員管理適正化計画に基づく雇用抑制」。</li> <li>国に準じて給与制度を運用する。</li> <li>平成18年度4月には平均4.8%減額となる給料表や高齢職員昇給抑制措置などを国に準じて導入し、職員給与の抑制を行っている。</li> </ul> <p>(公表の時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記取組については平成20年2月に職員給与等の公表と併せて公表する。</li> </ul>
退職時特昇等退職手当のあり方	国に準じて平成18年度から退職時特別昇給制度を廃止した。
福利厚生事業のあり方	<p>【見直し状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H17年度において一般会計から職員共済会へ補助金の削減。 1人当たり 17,000円(455人分 7,735千円) H17 1人当たり 7,000円(767人分 5,369千円)</li> </ul> <p>【補助金の使用目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公務員法第42条に規程されている市が行うべき職員への福利厚生事業に充てている。</li> </ul> <p>(福利厚生事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員レクリエーション(地元お祭り参加等)事業</li> <li>各種助成(球技大会への参加助成等)事業</li> <li>保険加入(職員一人当たり動産50万円の火災保険加入等)事業</li> </ul> <p>【福利厚生事業内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金を充てている福利厚生事業内容については、その内容が適正かどうかを近隣市町村の状況を踏まえながら検討していく。</li> </ul>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	「財政状況の分析」の課題 及び に対応するため、可能な限り経営削減が図られるよう、物件費の削減や「外部委託推進ガイドライン」を活用しながら事務事業の民間委託を推進するとともに、指定管理者制度の導入を推進する。また、PFIの導入に向けて、長期的視野に立った導入指針を策定する。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	現在水府地区簡易水道においては、増圧ポンプ場が多く維持管理コストが高く、施設の統合や自然流下による配水を視野に入れて検討する。また、修繕工事については、全体的な修繕工事をするのではなく、常時部分的な部品等の補修で対応する。 「課題」
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	現在、料金システム等については、民間委託をしており、平成14年度から浄配水場の日々管理については、里美地区で民間委託を実施、平成18年度から日々の管末水質検査については両地区で民間委託を実施済みであり、今後夜間の浄水場の運転管理業務委託を検討し、住民への安定供給に勤める。 「課題」

H16

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金については、現在常陸太田市簡易水道事業(水府地区・里美地区)において格差があり、又上水道事業とも格差が生じており、合併後簡易水道事業の統合計画を作成し料金改定を視野に入れ事業を運営している。  現在、水府地区・里美地区の料金においては、基本料金及び1m3当たりの超過料金並びに基本m3に格差があり、簡易水道事業統合基本計画に基づき、人口の推移及び使用水量の動向並びに財政状況により、料金の改定を計画し当面20年度に一次及び24年度に二次を計画し、簡易水道事業においては料金の統合が出来、将来的には上水道事業の料金と統合を計画する。           「課題」
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報公開  行政評価の導入	市のホームページ及び市報・議会報等により、簡易水道事業等について公開していく。(料金・加入分担金・給水工事指定店・水質結果等及び財政状況について公開。)  ・新行政評価システムの導入・・・市総合計画の推進にあたり、PDCAによる適正な行財政運営を進めるため、実施計画書における定量化の徹底と翌年度予算に評価を反映させることができる評価システムを平成19年11月から導入する。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成18年度まで6人体制で事業を運営してきたが、平成19年度組織見直しにより7人で水道部簡易水道課に組織され、今後民間委託等により適正な職員数の見直しを行う。また、将来的には上水道事業との統合により適正な職員体制化を築く。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	(料金適正化) 平成20年度簡易水道料金1次改定 基本料金及び1m3当たりの超過料金並びに基本m3の格差改定による統合 平成24年度二次改定 将来的には上水道事業との料金統合
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、基準外繰出し金については職員人件費・維持管理費及び補償に伴う配水管布設替工事(県関係の道路改良工事に伴って補償の対象で配水管の減耗分)を一般会計より基準外繰出しをしている。 なお、料金等の改定・人件費の適正化・維持管理費等の見直しにより基準外繰出しの解消を図る。
4 その他	工事及び工事コストの見直しや削減に努める。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
<b>【収入の確保】</b>														
2	料金改定率	0	0	0	0	0		0	15	0	0	0		
	改善額(料金の適正化) 1	0	0	0	0	0	0	5	1	1	1	1	8	
3	未収金の徴収対策		30%	39%				30%	20%	20%	20%	20%		
	改善額	0	2	2	0	0	4	2	1	1	1	1	6	
2	一般会計負担金の額	90	95	96	75	85		41	23	15	20	20		
	改善額(負担金の確保等)		5	1		10	16	0	0	0	5	0	5	
3	資産の有効活用	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	改善額(収入増額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他( )													
	改善額													
<b>【経費の削減】</b>														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	29	35	31	38	35		44	44	44	44	44		
	改善額	0	-6	-2	-9	-6	-23	-9	-9	-9	-9	-9	-45	
	給与水準													
	改善額													
	その他( )													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)													
1	職員数 (人)	6	6	6	6	6		7	7	7	7	7		
	増減数 (人)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
3	維持管理費等	67	57	59	48	56		52	50	50	49	49		
	改善額(適正化)	0	10	8	19	11	48	4	6	6	7	7	30	
3	工事コスト 2	94	181	170	97	170		85	47	74	295	46		
	改善額(縮減額)	0	-87	-76	-3	-76	-242	85	123	96	-125	124	303	
	その他( )													
	改善額													
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	企業債現在高	1,230	1,238	1,287	1,335	1,305		1,447	1,070	911	894	1,233		
	増減		8	57	105	75		142	-235	-394	-41	-72		
計画前5年間改善額 合計							-197						改善額 合計	307
												(参考) 補償金免除額	115	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	886	869	890	885	869	882	877	865	870	880
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	3,837	3,837	4,937	4,202	4,202	4,202	4,202	4,202	4,202	4,202
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	3,936	3,689	3,698	3,669	3,768	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
最大稼働率 (%)	100.0	96.0	75.0	87.0	90.0	88.0	88.0	88.0	88.0	88.0
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	155.13	157.07	156.14	157.21	157.02	157.59	165.33	168.78	167.81	167.04
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	247.49	258.72	253.17	268.30	261.67	497.73	543.89	350.28	193.1	190.9

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成21年度料金的一次改正・平成24年度に二次を計画し、その後上水道事業料金と統合を図る。また、施設等においても整備を進めながら、上水道事業との統合を進める。